

第1回国立大学法人奈良教育大学経営協議会議事要旨（案）

1. 日時 令和2年 6月18日（木） 15:00～16:45
2. 出席者 米川英樹委員、吉田育弘委員、筒井寛昭委員、北谷雅人委員、中川直子委員
加藤学長、宮下理事（教育）、渡辺理事（総務）、藤井副学長（企画）、伊藤副学長（研究）
陪席者 浅田理事（渉外・附属学校園）、高橋副学長（国際交流・地域連携）、岩井参与

3. 議 題

◎審議事項

- 1 第3期中期目標期間4年目終了時の評価に係る実績報告について（資料1）
- 2 令和元事業年度決算（案）について（資料2）

◎報告事項

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応について（資料10）
- 2 専門職学位課程における奈良県公立学校教員採用候補者選考試験合格者の受入れについて（資料3）
- 3 国立大学法人奈良教育大学と奈良県教育委員会との奈良県公立学校教員採用候補者選考試験合格者に関する申し合わせについて（資料4）
- 4 奈良県公立学校教員採用候補者選考試験合格者である学生の履修方法の特例に係る国立大学法人奈良教育大学学則の一部改正について（資料5）
- 5 国立大学法人奈良教育大学授業料その他の費用に関する規則の一部改正について（資料6）
- 6 国立大学法人奈良教育大学学則及び授業料等の免除等に関する規則の一部改正について（資料7）
- 7 国立大学法人ガバナンス・コードについて（資料8）
- 8 奈良女子大学との法人統合に向けた合意事項について（資料9）

◎その他

4. 議 事

議事に先立ち、学長より令和2年度からの新体制である執行部の紹介と挨拶があった。

引き続き、経営協議会学外委員の紹介と挨拶があり、その後、異動のあった課長より挨拶があった。

◎審議事項

- 1 第3期中期目標期間4年目終了時の評価に係る実績報告について
企画担当副学長より、資料1に基づき、平成31事業年度に係る業務の実績及び第3期中期目標期間（平成28～31事業年度）に係る業務の実績に関する報告書について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。
- 2 令和元事業年度決算（案）について
総務担当理事より、資料3に基づき、令和元事業年度決算（案）について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

◎報告事項

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応について
学長より、資料10に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応について報告があり、緊急学生支援金の支援内容案についての意見伺いがなされた。
主な意見は次のとおり
○金銭的な支援においては、公正性を担保することが難しいように思う。
○学生は現在アルバイトできる状況にあるか

→スクールサポート等学習支援員で募集があり、各自治体も人手が足りなくて困っているようなので、勤務時間数は少ないながら、求人はあると考えている。

- 2 専門職学位課程における奈良県公立学校教員採用候補者選考試験合格者の受入れについて
教育担当理事より、資料3に基づき、専門職学位課程における奈良県公立学校教員採用候補者選考試験合格者の受入れについて報告があった。
主な意見は次のとおり
○奈良県では Google 社と協定を結び、G Suite for Educationにより教師がリアルタイムに生徒の学習状況を把握することで、学習成果を高めることを目指している。ICT で教育が大きく変わるため、これらを使いこなせる実践的な教員を教職大学院で育成していただきたい。
- 3 国立大学法人奈良教育大学と奈良県教育委員会との奈良県公立学校教員採用候補者選考試験合格者に関する申し合わせについて
事務局次長より、資料4に基づき、奈良教育大学と奈良県教育委員会との奈良県公立学校教員採用候補者選考試験合格者に関する申し合わせについて報告があった。
- 4 奈良県公立学校教員採用候補者選考試験合格者である学生の履修方法の特例に係る国立大学法人奈良教育大学学則の一部改正について
事務局次長より、資料5に基づき、奈良県公立学校教員採用候補者選考試験合格者である学生の履修方法の特例に係る奈良教育大学学則の一部改正について報告があった。
- 5 国立大学法人奈良教育大学授業料その他の費用に関する規則の一部改正について
事務局次長より、資料6に基づき、奈良教育大学授業料その他の費用に関する規則の一部改正について報告があった。
- 6 国立大学法人奈良教育大学学則及び授業料等の免除等に関する規則の一部改正について
事務局次長より、資料7に基づき、奈良教育大学学則及び授業料等の免除等に関する規則の一部改正について報告があった。
- 7 国立大学法人ガバナンス・コードについて
事務局次長より、資料8に基づき、国立大学法人ガバナンス・コードについて国立大学協会より策定、公表されたことについて報告があった。
- 8 奈良女子大学との法人統合に向けた合意事項について
事務局次長より、資料9に基づき、国立大学奈良設立に向けた合意事項について報告があった。
主な意見は次のとおり
○理事長はどのようにして決まるのか
→合同理事長選考会議の中で選考基準等が策定され、理事長の候補者が選考される。その候補者を文科省が候補者として指名し、決定する。